

見る 読む つながる



広報まつぶし

2023

2

FEBRUARY

No.645

MATSUBUSHI



令和5年二十歳を祝う会実行委員会の皆さん



飛躍の二十歳! 光る無限の可能性!!

令和5年 二十歳(はたち)を祝う会

開催日:1月8日(日) 会場:中央公民館

問合せ
教育文化振興課 社会教育担当
☎991-1873



実行委員 二十歳の誓い



二十歳を迎える皆さん、おめでとうございます！参加者240名で執り行われた、二十歳を祝う会。今年は、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、「成人を祝う会」から名称を変更し、「二十歳を祝う会」として初めて開催しました。実行委員が主体となり作り上げた式典では、中学校時代の思い出の写真がスライドショーとして上映され、和やかな雰囲気会場は包まれました。

実行委員長

あべ たつき
阿部 達樹さん(松伏第二中出身)

かつて苦楽を共にした仲間達と、二十歳を祝う会という節目を迎えられたことを嬉しく思います。この会を機に、自らの志や支えてくださった方々への感謝の気持ちを再確認することができました。現在のような先の見えない社会情勢の中でも、自分の夢を見失わず成長し続け、お世話になった方々に恩返しできるような大人になります。



副実行委員長

やなぎ あいり
柳 亜依璃さん(松伏中出身)

無事に「二十歳を祝う会」を開催できたこと、心から嬉しく思います。そして何より、ここまで育ててくれた両親、厳しくそして優しく指導をいただいた先生方、温かく見守って下さった地域の方々はこの場を借りて、感謝をしたいと思います。本当にありがとうございます。数え切れないほど多くの支えがあり、今の自分があるので、今後も感謝の気持ちを忘れずに夢に向かって努力を重ね、社会人として恥ずかしくない、立派な大人になります。



令和五年
二十歳を
祝う会

二十歳を祝う会の表紙
は実行委員の市川結菜
さんがデザインしました。
晴れの日を迎えた
喜びと将来への希望に
あふれた、素敵なデザ
インです！



先生、久しぶり！



仲よし♡

緊張したよ〜



ピース！



町民税(所得税・復興特別所得税)の申告は2月16日から3月15日まで

問合せ 税務課 町民税担当 ☎991-1833

町民税の申告書を送付しました

昨年の申告実績をもとに、町民税の申告書を1月下旬に送付しました。届いていない方で申告書が必要な方は、税務課や北部サービスセンターに用意してありますのでご利用ください。

町民税の申告書が届いた方で令和4年中に所得がなかった方は、その旨を申告書右下の備考欄に記入し、提出してください。

町民税申告が必要な方

令和5年1月1日現在、松伏町に住所があり(⑦を除く)、次のいずれかに該当する方。ただし、所得税・復興特別所得税の確定申告をする方は、町民税申告は必要ありません。

- ①事業所得(営業等・農業)、不動産所得、雑所得(公的年金等以外)、一時所得のあった方
- ②給与を2か所以上から受けている方
- ③令和4年中に退職し、年末調整が済んでいない方
- ④給与所得のみの方で、
・勤め先から給与支払報告書が町に提出されていない方
・日雇・アルバイト・事業専従者等で所得税・復興特別所得税の源泉徴収を受けなかった方
・医療費控除等を受ける方
- ⑤源泉徴収票に記載された各種控除を変更される方(控除の追加・訂正等)
- ⑥給与所得者で、給与以外の所得があった方
- ⑦松伏町内に事務所・事業所・店舗・家屋敷等のある方で、町内に住所のない方
- ⑧合計所得金額が1000万円超の方の同一生計配偶者(合計所得金額が48万円以下の、事業専従者ではない配偶者の方)
- ⑨遺族年金・障害年金・失業給付等、非課税収入のみの方
- ⑩所得がない方で、どなたの扶養にもなっていない方や別世帯の方に扶養されている方

申告に必要なもの

- ・給与所得者は、令和4年分の源泉徴収票又は支払証明書
 - ・事業所得者(営業等・農業)、不動産所得者は、収支のわかる帳簿等(事前に収支内訳書の作成が必要です。)
 - ・年金受給者は、令和4年分の源泉徴収票
 - ・社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険等)、生命保険料、地震保険料等の支払証明書
 - ・障害者控除を受けられる方は、障害者手帳等
 - ・勤労学生控除を受けられる方は、学生証等
 - ・医療費控除を受けられる方は、医療費控除の明細書、健康保険からの医療費通知等
- ※医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の提出が必要です。事前に作成してください。

申告受付日程

※混雑を回避するため入場制限を実施し、受付終了時間を早める場合があります。

【役場以外の会場】9:00~11:00・13:00~15:00

日程	受付対象者	会場
2月16日(木)	上赤岩・下赤岩	赤岩農村センター
17日(金)	大川戸・金杉	まつぶし緑の丘公園 レクチャーホール
20日(月)	築比地・魚沼	北部サービスセンター

【役場会場】役場第二庁舎3階301会議室

9:00~11:00、13:30~15:30

※役場での受付開始は2月21日(火)からです。

日程	受付対象者
2月21日(火) 22日(水)	給与所得者
24日(金)	上赤岩・下赤岩
27日(月)	松伏(1番地~2000番地)
28日(火)	松伏(2001番地~3000番地)
3月1日(水)	松伏(3001番地~)
2日(木)	築比地・魚沼
3日(金)	大川戸・金杉
6日(月)	松葉・田島・田島東
7日(火)	ゆめみ野1~5丁目
8日(水)	ゆめみ野6丁目、ゆめみ野東
9日(木)	田中
10日(金) 13日(月)	事業所得者(営業等・農業)、不動産所得者
14日(火) 15日(水)	上記以外の方、又は 上記の日程で都合の悪い方

※休日受付 3月5日(日) 9:00~11:00

役場第二庁舎3階 301会議室

~注意~

町内の申告会場では、町民税の申告の他、簡易な確定申告(所得税・復興特別所得税)を受け付けますが、次の内容を含む確定申告等、消費税・贈与税の申告は受付できません。越谷税務署(2月15日まで)又はイオンレイクタウンkaze3階(2月16日から)で申告してください。

- ▶ 本年1月1日に松伏町にお住まいでない方の申告
- ▶ 青色申告 ▶ 損失の申告
- ▶ 源泉徴収票がない還付申告
- ▶ 譲渡所得の申告(不動産、株式等)
- ▶ 分離課税の申告(配当等) ▶ 雑損控除
- ▶ 住宅借入金等特別控除(1年目)
- ▶ 寄附金控除(ふるさと納税等)
- ▶ 海外居住親族の扶養控除
- ▶ 令和3年以前分の申告 ▶ 更正の請求
- ▶ 死亡した方の申告
- ▶ 事業所得(営業等・農業)・不動産所得で収支内訳書ができていない方の申告 ▶ その他特殊な申告

所得税・復興特別所得税の確定申告

令和4年分の所得税・復興特別所得税の確定申告の申告相談を次のとおり行います。

越谷税務署の確定申告会場

日 時	会 場
2月16日(木)～3月15日(水) (土・日及び祝日等を除く) 9:00～16:00	イオンレイクタウンkaze 3階 「イオンホール」
休日受付 2月19日(日)・26日(日) 9:00～16:00	

※2月16日(木)から3月15日(水)までは、越谷税務署庁舎では確定申告の申告相談は行っていません。

※入場整理券は、国税庁LINE公式アカウントから事前に日時指定の整理券が取得できます。

※当日の入場整理券の配付場所は、午前8時30分から10時まで1階E入口付近、10時以降はイオンホール付近「翼の広場」で入場整理券の配付を行います。

※会場の状況により受付終了時間を早める場合があります。

※本年より、イオンレイクタウン会場においては、完成した申告書等(控)への收受日付印の押印は行いません(「申告書提出箱」のみ設置)。申告書等(控)に收受日付印の押印が必要な方は、郵便切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、税務署へ郵送又は申告書提出箱へ提出、もしくは税務署窓口へ提出してください。

「マップー・健幸・マイレージ」 のポイント認定をしよう!

問合せ 保健センター ☎992-3170・4323

▶対象 令和4年度に次のうち2つを達成し、押印されたスタンプカードをお持ちの方

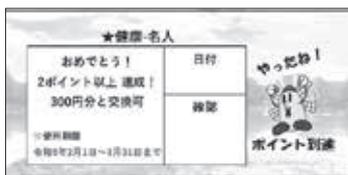
- ①がん検診を1つでも受診
- ②コバトン健康マイレージに登録(登録済みも含む)
- ③気軽にノルディックウォーキングに1回参加

▶ポイントの認定・利用可能期間

2月1日(水)～3月31日(金)

▶ポイントの認定方法

- ①ポイントカードを保健センターにご持参ください。
- ②ポイントカードに2ポイント以上押印があるか確認し認定印を押印します。(先着1000名様)



- ③認定されたポイントカードが300円相当分になりますので、次の利用可能店舗でご利用ください。
- ※払い戻し・換金はできませんので、ご注意ください。

利用可能店舗(町の地産品・推奨特産品の取扱い店)		
石塚家	松伏2243	☎991-2408
金杉靴屋	金杉2033-3	☎991-2287
サラダ館松伏店	松伏356	☎991-2451
そば処桂	築比地1449-7	☎992-0487
鳥久	松伏2473	☎991-2607
ブランジェ・アプレ	ゆめみ野4-1-17	☎992-0290
プードル洋菓子店	ゆめみ野6-1-50	☎992-4911
増田商店	田中3-27-16	☎991-5850
松伏ふれあい直売所	ゆめみ野東2-1-1	☎993-0051

プチミニまつぶし2023パイン 交換会+消防体験もあるよ!

問合せ 教育文化振興課 社会教育担当 ☎991-1873

今年度のミニまつぶしは「プチミニまつぶし2023パイン交換会+消防体験もあるよ!」と題し、いままでのミニまつぶしで獲得したパインを景品と交換することができます。ぜひおうちの中から対象のパインを探してください。また、パインを持っていない方も参加することができる消防体験会を開催します。皆さんのご参加をお待ちしています!

詳細については、広報3月号及び町ホームページ等でお知らせします。

▶日時 3月25日(土) 10:00～15:00(予定)

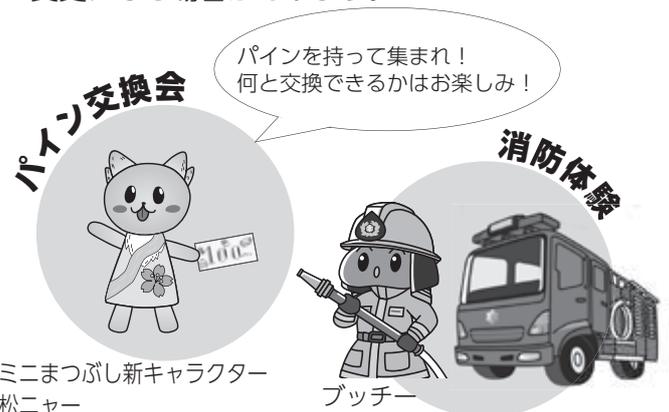
▶場所 B&G海洋センター

【対象パイン】ミニまつぶし2019発行分、ミニまつぶし2020発行分、ミニまつぶし2021～わくわくテレワーク～発行分

▶対象者 対象パインを持っている全ての方

※消防体験は18歳以下の方ならどなたでも参加できます。

※新型コロナウイルス感染症の状況によって内容が変更になる場合があります。



マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービス開始

問合せ 住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎991-1866 [証明書の種類①・②]
税務課 町民税担当 ☎991-1833 [証明書の種類③・④]

2月1日(水)からマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機(マルチコピー機)を操作し、住民票の写し等の証明書を取得できるようになりました!

2月1日からマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニで、住民票の写しなどが取得できます!

▶利用方法

マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書の搭載されたもの)をコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機にセットし、画面の指示に従い、カード取得時に設定した暗証番号を入力することで証明書を取得することができます。詳しい利用方法は、右記QRコードよりご覧ください。

▶利用できる店舗

全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、一部大型スーパーなどの多機能端末機(マルチコピー機)設置店舗

詳しい
利用方法⇒



▶利用時間 6:30~23:00(年末年始、システム休止日を除く。)

▶取得できる証明書

	証明書の種類	交付手数料	請求対象者	備考
①	住民票の写し	200円 窓口交付 より	本人及び同一世帯の方のみ	除票及び住民票コード入りの住民票の写しは、コンビニ交付では取得できません。
②	印鑑登録証明書			松伏町で印鑑登録されている方のみ
③	所得・課税・扶養証明書	100円 お得!	本人のみ	令和4年度及び令和3年度の証明書が取得できます。
④	非課税証明書			扶養家族の非課税証明書は、役場税務課にて交付します。

▶サービス利用上の注意

- ・コンビニ交付で利用できるカードは、マイナンバーカードのみです(住民基本台帳カード、通知カード、印鑑登録証は利用できません。)
- ・コンビニ交付で取得された証明書の差し替えや返金はできません。
- ・町の手数料条例により手数料が免除となる場合でも、コンビニ交付で証明書を取得する場合は交付手数料がかかります。
- ・役場住民ほけん課及び北部サービスセンターで印鑑登録証明書を取得する場合は、これまでどおり印鑑登録証が必要となります(マイナンバーカードでは交付できません。)

マイナポイント付与対象となるマイナンバーカード申請期限は、2月末までです。
お早めの申請をお願いします。

マイナポータルからオンラインで転出届を提出できるようになります

問合せ 住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎991-1866

2月6日(月)から、マイナンバーカードを所有している方は、マイナポータルからオンラインでも転出の届出が可能になります。詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続が必要です。

デジタル庁
ホームページ⇒



片道2.5km、往復約5kmのウォーキングコースです。町内の文化財を巡りつつ、運動不足とストレスを発散しましょう！

- ▶日 時 3月18日(土)9:00役場集合(雨天中止)
- ▶対 象 小学生以上で全行程を歩ける方(町内在住、在勤、在学の方。小学生は保護者同伴)
- ▶定 員 20名(申込み順)
- ▶費 用 300円(保険代等)
- ▶持ち物 マスク、飲み物
- ▶申込み 2月17日(金)9時から3月15日(水)までに、B & G海洋センター窓口へ(電話申込み不可)。



男性のための健康体操教室

問合せ いきいき福祉課 地域支援担当 ☎991-1882

今よりも動きやすい身体、カッコいい姿勢を手に入れましょう！

- ▶日 時 3月3日、10日、17日、24日
いずれも金曜日
9:30~10:30
- ▶場 所 外前野記念会館ハーモニー
- ▶内 容 姿勢改善、関節痛改善、歩行改善、転倒予防、認知症予防に関するメニュー
- ▶対 象 町内在住の65歳以上の男性
- ▶定 員 20名(申込者多数の場合、抽選)
- ▶費 用 無料
- ▶持ち物 飲み物、汗拭きタオル、上履き
- ▶講 師 健康運動指導士
- ▶申込み 2月13日(月)~24日(金)にいきいき福祉課(☎991-1882)へ。※申込者多数の場合は、2月27日(月)に抽選し、外れた方に同日9時より電話連絡します。



シニアの介護予防・認知症予防のためのスマホ講座

問合せ いきいき福祉課 地域支援担当 ☎991-1882

スマートフォンを使ってQRコードの読み取り方を学びます。

- ▶日 時 3月2日(木)10:00~11:30
- ▶場 所 埼玉あすか松伏病院リハビリテーション室
- ▶対 象 町内在住65歳以上の方
- ▶定 員 15名(申込み順)
- ▶費 用 無料
- ▶持ち物 ご自身のスマートフォンをご持参ください
- ▶講 師 作業療法士・理学療法士
- ▶申込み 2月15日(水)~22日(水)にいきいき福祉課(☎991-1882)へ。



マナーを守って楽しくお散歩！～犬の散歩での大事なお約束～

問合せ 環境経済課 生活環境担当 ☎991-1839

犬は散歩が大好き！散歩は、「ストレス解消」「適度な日光浴」「肥満対策・ダイエット効果」「筋力アップ」など、犬にとって、とても大切です。犬だけでなく、飼い主の健康向上にもきっと、役に立つはず。マナーを守って楽しくお散歩をしましょう！

🐾 フンは必ず持ち帰る

フンは、必ず飼い主が持ち帰りましょう。尿はペットボトル等で持参した水で洗い流しましょう。地域の人は見えています。相手の立場に立って処理をしてください。

🐾 犬は絶対に放さない

リード(引き綱)を放したり、長く伸ばし過ぎて管理しきれなくなると、事故の原因になります。また、小さな犬でも、苦手な人に恐怖感を与えることがあります。リードを短く持ち、確実に制御してください。

🐾 登録と狂犬病予防注射について

犬を飼う場合、法律により登録することと、毎年1回狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています。登録は環境経済課と町内の動物病院で行え、注射は町の集合注射、動物病院で受けることができます。

まちのわんこクイズ

Q 松伏町で登録されている犬(R4.12.31現在)は、2,071頭です。登録犬種類の第1位は何でしょうか？(ミックス犬(雑種)を除く)



①柴犬



②チワワ



③トイ・プードル

※答えは、記事下部をご覧ください。

まちのわんこ お名前ランキング

名前は、犬にとって、飼い主からの最初のプレゼント♡
呼ばれるたびに、嬉しいね。

※登録名が多い名前をランキングしています。匹数には、ひらがな・カタカナ・漢字等の同じ呼び方を含んでいます。



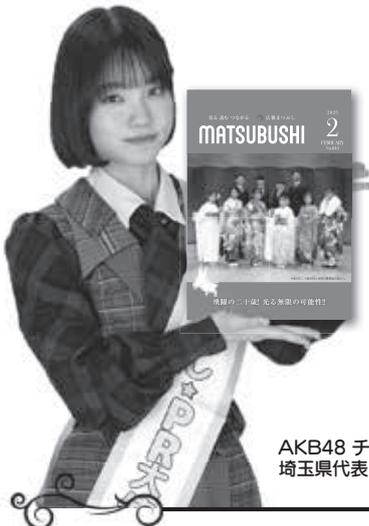
2位	モモ	33匹
3位	マロン	31匹
4位	ココ	30匹
5位	さくら	28匹

まちのわんこクイズ 答え ③トイ・プードル (2位①柴犬 3位②チワワ)

記念広報紙

「Anniversary広報まつぶし」

費用無料



AKB48 チーム8
埼玉県代表 高橋彩音

世界に1冊、あなただけの広報紙を作成してみませんか。広報まつぶしの表紙をいただいた写真に変更してプレゼントします。記念すべき日を含む月の広報紙を、思い出となる写真とともに、1冊いかがでしょうか。(先着20名)

対象 ①婚姻届、出生届及び転入届を提出されてから1年以内の町内在住の方

②松伏町在住で様々な節目を迎えられた方

申込方法 申込書又は電子メールに必要事項を記入して、写真データとともに秘書広報担当へ提出又は送付してください。詳しくは、町ホームページ又は担当へお問い合わせください。

問合せ

総務課 秘書広報担当 ☎991-1898

☑soumu1010100@town.matsubushi.lg.jp

町長コラム

祝！二十歳！
～ちょっとした気遣いを～



鈴木 勝

二十歳を迎えられた皆さん、おめでとうございます。

皆さんは、トイレでトイレットペーパーを替えるタイミングとなってしまった時、「アンラッキー」と感じますか、それとも次の人の為に貢献できたことで「ラッキー」と感じますか？この二つには大きな違いがあります。

海外で活躍する最も有名な日本人選手の一人に、大谷翔平選手がいます。彼は高校時代の3年間、トイレ掃除を欠かしませんでした。また、男子プロゴルフで活躍している石川遼選手は、プロ転向前、日頃から練習後にクラブハウスにあるトイレの手洗い場を掃除していました。その姿を関係者が見ており、プロの大会への出場を推薦していただき、見事に初優勝を果たしました。浦和レッズにいた槇野選手もトイレ掃除を毎日するのは有名な話で、日本代表にも選出されています。

ちょっとしたことで、次の人のために行った行為が、思いがけない幸運につながる場合があります。普段の行為は、誰かしら見ているもので、少しの気遣いを幸福と感じられるようにしましょう。

また、人生には様々なアクシデントが付きものです。それらを逆転の発想で前向きに考え、乗り越えていくことを、成長の糧(幸福)として捉えましょう。

人権

それは愛

「ともだち」

一年生の掃除の時間に、Aさんとケンカをしました。Aさんが、掃除をさぼっていたから「さぼらないほうがいいよ。」と止めたのに、またさぼっていたので、何も言わないで見ていたら「何だよ。」と言われてしまいました。

「何で、Aさんそう言うの。」と私も言い返しました。そこへ、Bさんが来て「やめなよ。」と言って止めてくれました。すると、Aさんは、ほかの所へ行ってしまう。私は、友達だから注意したのに何だか悲しくなって、泣いてしまいました。

次の日、私は仲直りがしたくて「ごめんね。」と、小さ

い声で、ちょっとがっかりした顔で言いました。そして「ごめんね。」とってくれました。

私は、嬉しくなりました。ちょうどそばにBさんもいて「よかったね。」とってくれました。

私は、仲のいい友達でも、間違ったことをしていったら、注意して嫌な気持ちになることがあっても教えてあげたいと思います。

それから、Bさんのように、ケンカをやめさせてくれたり、一緒に喜んでくれたりできるような友達とこれからも仲良くしていきたいです。

人権作文集～ころ～ より

松伏町消費生活センター 情報

高齢者を狙い次々に販売する SF商法(催眠商法)に気を付けて！

SF商法とは、閉め切った会場に人を集め、日用品等をただ同然に配って雰囲気盛り上げた後、健康食品や健康器具、布団など高額な商品を契約させる手口です。販売員は優しく声を掛け、気を許した高齢者は次々に商品を購入し、貯金を取り崩す状況に追い込まれたり、また、判断能力が十分でないと思われる消費者に販売している例もみられます。販売員は巧みに信頼関係を築き、中には被害に遭ったことすら気づいていない高齢者もいます。

事例1 無料の商品を目当てに通っていたら高額な健康食品を買っていた。ポイントを貯めるのが楽しくなって買い続けている。

事例2 健康講座に通い、体に良いと言われたサプリメントを勧められた。いつも親切にしてもらっているので断れず貯金から引落した。

消費者生活センターからのアドバイス

- ・安易に会場に近づいてはいけません。
- ・大切な老後の資金を取り崩してまで購入が必要か考えましょう。
- ・家族など周囲の見守り・気付きが大切です。また本人も周囲の声に耳を傾けましょう。

不安に思うことや被害にあった場合は、消費生活センターにご相談ください。

ひとりで悩まず すぐ相談！

消費者ホットライン

188 局番なし

松伏町消費生活センター

又は ☎984-7208

問合せ

教育文化振興課 ☎991-1873

企画財政課 ☎991-1815